

行政活動の評価に関する条例施行規則改正について

○大規模事業評価関係

1 概要

(1) 評価の方法

大規模事業について、県民の視点に立ち、事業を実施・継続することが適切かどうか判定する。

(2) 評価の対象

県が事業主体である事業で以下に該当するもの（災害復旧等緊急を要するものを除く）

① 全体事業費が100億円以上の公共事業

② 全体事業費が30億円以上の施設整備事業（知事が別に定める事業を除く）

2 規則（行政活動の評価に関する条例施行規則）改正

(1) 改正の理由

大規模事業評価の基準額は平成11年度以降改正がなされていない一方、建設資機材や人件費の高騰により、事業費が増加傾向にある状況を踏まえ、評価基準額の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

規則第15条：文言の一部を改めるもの。※下線部が改正箇所

（大規模事業評価の範囲等）

第15条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。

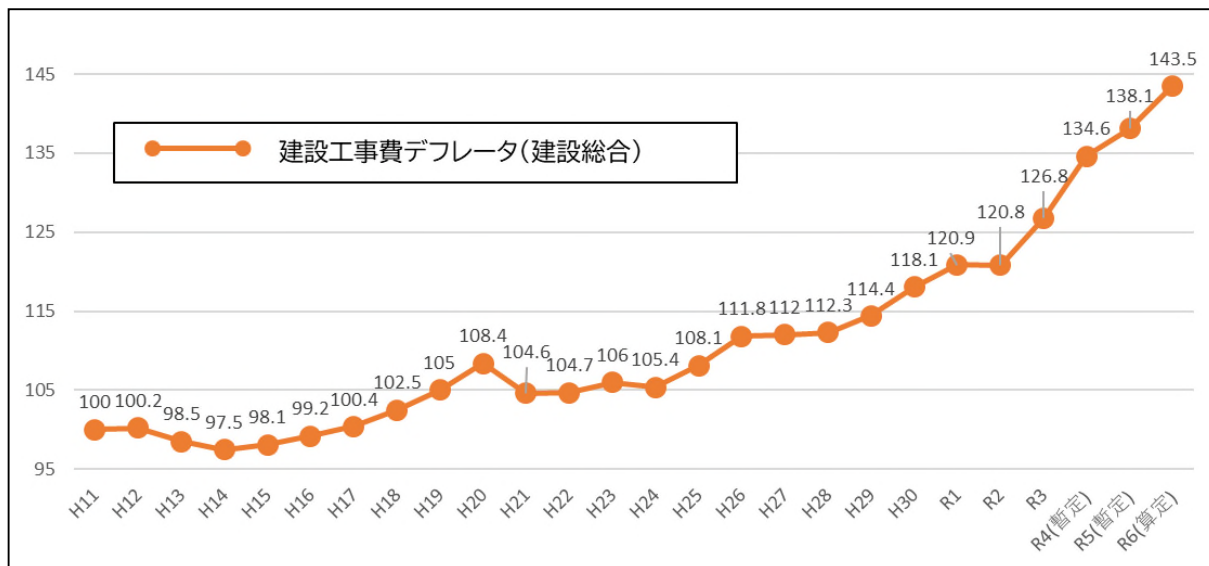
一 全体事業費が150億円以上の公共事業

二 全体事業費が50億円以上の施設整備事業（知事が別に定める事業を除く。）

(3) 改正基準

建設工事費デフレータを基に、平成11年度から令和6年度までの上昇率を算定（143.5%）

現行の100億円、30億円を令和6年度値（143.5%）で補正すると、約144億円、43億円となるが、今後の更なる物価上昇を考慮し、150億円、50億円とするもの。



3 参考：建設工事費デフレータの概要

(1) 建設工事費デフレータについて

建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する指標

(2) 活用事例

① 公共事業の事業評価を行う際の費用便益の算出に活用

② PFI等において、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更に活用

③ 建築物の評価額の算定に活用（保険金額の算定調整や不動産鑑定）

○公共事業再評価関係

1 概要

(1) 評価の方法

公共事業について、県民の視点に立ち、事業を継続することが適切かどうか判定する。

(2) 評価の対象

県が事業主体である事業で以下に該当するもの（災害復旧等緊急を要する事業、維持管理事業を除く）

- ① 事業着手年度から5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われないことが見込まれる事業
- ② 事業着手年度から10年度以内に完了が見込まれない事業
- ③ 再評価実施年度の翌年度から5年度以内に完了が見込まれない事業
- ④ 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業
(地域高規格道路事業及びダム事業に限る。)
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業

2 規則（行政活動の評価に関する条例施行規則）改正

(1) 改正の理由

公共事業再評価において、原則として全ての公共事業について事業着手、前回評価から一定期間が経過した時点で一律に評価を行うこととしているが、予算配分もなく休止状態にある一部の河川事業も評価の対象となっている。休止中の事業にあっては、継続中の事業と比較し、政策判断の余地が少ないことから、再開しようとする場合に評価を行うこととするよう、規則の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

規則第22条、23条：文言を追記するもの。※下線部が改正箇所

（公共事業再評価の範囲）

第22条 条例第4条第1項第二号口の規則で定める公共事業は、県が事業主体である第15条第2項に規定する公共事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）とする。

ただし、休止中の公共事業（事業に着手した後に当該事業を継続するための経費を計上する予算の編成が見込まれないため、実施されていない事業をいう。次条において同じ。）にあっては、休止期間を含めた事業期間が第1号から第4号までに規定する期間に達した後に当該事業を再開しようとする場合又は第5号に掲げる場合のいずれかに該当するものに限る。

（公共事業再評価の時期）

第23条 公共事業再評価は、次の各号に掲げる公共事業の区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

ただし、休止中の公共事業のうち前条ただし書に該当するものにおいて、評価を行う年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。

○今後の予定

令和7年3月31日公布／令和7年4月1日施行予定